

資料3 平成11年10月20日保険発第138号
別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第1 通則

5 療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。

なお、急性又は亜急性の介達外力による筋・腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については第5の3の（5）により算定して差し支えないこと。

アンダーライン 当会記